

# 利用者負担額の見直しについて

## 1 利用者負担額の軽減措置について

区分	対象	平成 28 年度までの軽減措置	区分	対象	平成 29 年度からの軽減措置 (案)
国	多子世帯 ひとり親世帯等	【小学校 3 年生以下の児童の場合】 第 2 子は半額・第 3 子以降は無料	国	多子世帯 ひとり親世帯等	【小学校 3 年生以下の児童の場合】 継続
		【年収約 360 万円未満相当の多子世帯の場合】 第 1 子の年齢に関わらず第 2 子は半額・第 3 子以降は無料			【年収約 360 万円未満相当の多子世帯の場合】 継続 【拡充】【市民税非課税世帯の多子世帯の場合】 第 1 子の年齢に関わらず第 2 子以降は無料とする
		【年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の場合】 第 1 子は半額・第 2 子以降は無料			【拡充】【年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の場合】 第 1 子の利用者負担額を市民税非課税世帯並みに軽減する 下表の※が国基準の市民税非課税額の 3,000 円となる。
市			市	その他の世帯	【拡充】【年収約 360 万円未満相当のその他の世帯の場合】 第 1 子 Δ2,000 円/月額 第 2 子 Δ1,000 円/月額
			市	多子世帯	【新規】 第 1 子の年齢に関わらず、年収約 470 万円未満相当世帯の第 3 子以降 の利用者負担額を無料とする
			市	全ての世帯	【新規】 利用者負担額を概ね 5,200 円軽減する

## 2 市基準利用者負担額 (月額) について

〈平成 28 年度〉

(単位:円)

階層区分			利用者負担額 1号認定
生活保護世帯等			A 0
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等	B0	0
	その他の世帯	B	3,000
市民税課税世帯	77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	C0 15,100
		その他の世帯	C1 16,100
	77,101 円~211,200 円以下の世帯		D 20,500
	211,201 円以上の世帯		E 25,700

〈平成 29 年度 (案)〉

(単位:円)

階層区分			利用者負担額 1号認定
生活保護世帯等			A 0
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等	B0	0
	その他の世帯	B	1,000
市民税課税世帯	77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	C0 (※)9,900
		その他の世帯	C1 10,900
	77,101 円~211,200 円以下の世帯		D 15,300
	211,201 円以上の世帯		E 20,500

概ね  
5,200  
円引き下げ